

平成16年度和歌山県一般会計補正予算及び 各特別会計補正予算

和 歌 山 県

目 次

平成16年度和歌山県一般会計補正予算	-----	1
平成16年度和歌山県農業改良資金特別会計補正予算	-----	18
平成16年度和歌山県林業改善資金特別会計補正予算	-----	23
平成16年度和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算	-----	26
平成16年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算	-----	29
平成16年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算	-----	32
平成16年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算	-----	35
平成16年度和歌山県立医科大学附属病院特別会計補正予算	-----	38
平成16年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算	-----	43
平成16年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算	-----	46
平成16年度和歌山県流域下水道事業特別会計補正予算	-----	49
平成16年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算	-----	53
平成16年度和歌山県自動車税等証紙特別会計補正予算	-----	56
平成16年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算	-----	59
平成16年度和歌山県公債管理特別会計補正予算	-----	64
平成16年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算	-----	67
平成16年度和歌山県電気事業会計補正予算	-----	68
平成16年度和歌山県土地造成事業会計補正予算	-----	69
平成16年度和歌山県駐車場事業会計補正予算	-----	71

平成16年度和歌山県一般会計補正予算

平成16年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,531,679千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ522,078,447千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		79,899,000	1,301,000	81,200,000
	1 県 民 税	20,515,000	447,000	20,962,000
	2 事 業 税	20,159,000	572,000	20,731,000
	3 地 方 消 費 税	11,794,000	△381,000	11,413,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,372,000	590,000	2,962,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	644,000	△47,200	596,800
	7 自 動 車 税	13,143,000	△259,000	12,884,000
	9 自 動 車 取 得 税	2,720,000	198,000	2,918,000
	10 軽 油 引 取 税	6,224,000	181,200	6,405,200
2 地方消費税清算金		19,068,000	202,212	19,270,212
	1 地方消費税清算金	19,068,000	202,212	19,270,212
3 地方譲与税		4,216,000	34,000	4,250,000
	2 地方道路譲与税	2,261,000	26,000	2,287,000
	3 石油ガス譲与税	161,000	8,000	169,000
5 地方交付税		163,963,402	398,419	164,361,821
	1 地方交付税	163,963,402	398,419	164,361,821
7 分担金及び負担金		4,387,197	△110,375	4,276,822
	1 分 担 金	55,046	1,037	56,083
	2 負 担 金	4,332,151	△111,412	4,220,739
8 使用料及び手数料		8,022,834	△29,219	7,993,615
	1 使 用 料	6,033,225	△26,861	6,006,364
	2 手 数 料	1,989,609	△2,358	1,987,251
9 国庫支出金		96,581,755	656,827	97,238,582
	1 国 庫 負 担 金	61,622,498	△1,371,357	60,251,141
	2 国 庫 補 助 金	33,301,879	2,258,668	35,560,547
	3 委 託 金	1,657,378	△230,484	1,426,894
10 財産収入		491,902	△64,336	427,566
	1 財産運用収入	247,554	58,419	305,973
	2 財産売却収入	244,348	△122,755	121,593

款	項	補正前の額	補正額	計
11 寄 附 金		千円 284,399	千円 7,830	千円 292,229
	1 寄 附 金	284,399	7,830	292,229
12 繰 入 金		21,985,677	△3,152,503	18,833,174
	1 特 別 会 計 繰 入 金	2,735,404	273,020	3,008,424
	2 基 金 繰 入 金	19,250,273	△3,425,523	15,824,750
13 繰 越 金		1	3,457,798	3,457,799
	1 繰 越 金	1	3,457,798	3,457,799
14 諸 収 入		65,076,237	△20,505,332	44,570,905
	1 延滞金、加算金及び過料	216,113	△39,935	176,178
	2 県 預 金 利 子	1,160	2,057	3,217
	3 貸 付 金 元 利 収 入	58,252,994	△20,329,262	37,923,732
	4 収 益 事 業 収 入	4,020,378	△109,039	3,911,339
	5 受 託 事 業 収 入	257,313	△28,500	228,813
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	7,065	3,546	10,611
	7 雑 入	2,321,214	△4,199	2,317,015
15 県 債		73,419,400	△728,000	72,691,400
	1 県 債	73,419,400	△728,000	72,691,400
歳 入 合 計		540,610,126	△18,531,679	522,078,447

(歳 出)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,389,950 ^{千円}	△71,226 ^{千円}	1,318,724 ^{千円}
	1 議 会 費	1,389,950	△71,226	1,318,724
2 総 務 費		38,468,533	100,296	38,568,829
	1 総 務 管 理 費	18,708,981	△1,187,515	17,521,466
	2 企 画 費	9,726,211	1,778,924	11,505,135
	3 徴 税 費	3,651,497	46,200	3,697,697
	4 市 町 村 振 興 費	1,889,611	△270,953	1,618,658
	5 選 挙 費	1,562,558	△216,620	1,345,938
	6 防 災 費	957,109	50,348	1,007,457
	7 統 計 調 査 費	490,043	△29,554	460,489
	8 人 事 委 員 会 費	132,814	△4,133	128,681
	9 監 査 委 員 費	225,727	△3,045	222,682
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	868,670	△36,916	831,754
	11 自 然 保 護 費	255,312	△26,440	228,872
3 民 生 費		43,683,921	1,103,682	44,787,603
	1 社 会 福 祉 費	29,704,167	830,946	30,535,113
	2 児 童 福 祉 費	9,173,459	230,345	9,403,804
	3 生 活 保 護 費	4,477,050	39,346	4,516,396
	4 災 害 救 助 費	329,245	3,045	332,290
4 衛 生 費		9,958,938	△337,296	9,621,642
	1 公 衆 衛 生 費	4,628,336	△218,536	4,409,800
	2 環 境 衛 生 費	496,566	5,349	501,915
	3 保 健 所 費	1,646,268	25,487	1,671,755
	4 医 薬 費	1,667,861	△61,824	1,606,037
	5 環 境 対 策 費	1,519,907	△87,772	1,432,135
5 労 働 費		1,536,164	△102,564	1,433,600
	1 労 政 費	774,224	△24,538	749,686
	2 職 業 訓 練 費	640,975	△76,896	564,079
	3 労 働 委 員 会 費	120,965	△1,130	119,835
6 農 林 水 産 業 費		40,553,112	△1,221,921	39,331,191
	1 農 業 費	9,279,488	243,368	9,522,856

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 畜産業費	845,462	△29,744	815,718
	3 農地費	11,110,235	335,678	11,445,913
	4 林業費	13,101,404	△1,140,828	11,960,576
	5 水産業費	6,216,523	△630,395	5,586,128
7 商工費		62,972,869	△19,998,670	42,974,199
	1 商業費	58,868,023	△20,598,410	38,269,613
	2 工鉱業費	3,327,227	591,332	3,918,559
	3 観光費	777,619	8,408	786,027
8 土木費		85,203,541	△994,664	84,208,877
	1 土木管理費	4,942,455	△118,314	4,824,141
	2 道路橋りょう費	49,676,132	△110,546	49,565,586
	3 河川海岸費	14,362,393	△143,810	14,218,583
	4 港湾費	5,907,597	419,697	6,327,294
	5 都市計画費	8,545,635	△737,376	7,808,259
	6 住宅費	1,769,329	△304,315	1,465,014
9 警察費		29,489,541	△310,877	29,178,664
	1 警察管理費	26,992,554	△261,920	26,730,634
	2 警察活動費	2,496,987	△48,957	2,448,030
10 教育費		122,265,924	△422,407	121,843,517
	1 教育総務費	7,105,340	△103,034	7,002,306
	2 小学校費	45,558,610	△172,361	45,386,249
	3 中学校費	25,210,084	242,323	25,452,407
	4 高等学校費	28,723,150	△356,283	28,366,867
	5 特殊学校費	9,131,136	100,792	9,231,928
	6 社会教育費	1,948,976	△67,290	1,881,686
	7 保健体育費	911,545	6,222	917,767
	8 大学費	3,600,581	△67,337	3,533,244
	9 先端医学研究所費	76,502	△5,439	71,063
11 災害復旧費		7,824,813	△2,621,770	5,203,043
	1 農林水産施設災害復旧費	1,797,262	△311,937	1,485,325
	2 土木施設災害復旧費	6,027,551	△2,309,833	3,717,718
12 公債費		71,895,462	6,081,636	77,977,098

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公 債 費	71,895,462	6,081,636	77,977,098
13 諸 支 出 金		25,167,358	264,102	25,431,460
	1 地方消費税清算金	11,686,749	△129,163	11,557,586
	2 利子割交付金	1,280,191	6,898	1,287,089
	3 地方消費税交付金	9,576,424	100,432	9,676,856
	4 ゴルフ場利用税交付金	452,493	△33,204	419,289
	5 特別地方消費税交付金	101	△101	—
	6 自動車取得税交付金	1,809,309	181,697	1,991,006
	7 利子割精算金	616	△91	525
	8 配当割交付金	230,375	20,467	250,842
	9 株式等譲渡所得割交付金	131,100	117,167	248,267
歳 出	合 計	540,610,126	△18,531,679	522,078,447

第2表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成16年度わかやま森林と緑の公社事業融資損失補償（施業転換資金借換分）	資金貸付の日から最終償還期限到来後10か月を経過し農林漁業金融公庫が補償の履行日を指定した日まで	農林漁業金融公庫が融資した造林資金84,994千円のうち損失確定日（最終償還期限到来後10か月の期間満了日）において弁済できなかった元利金合計額（遅延利息を含む）に相当する額
2 平成16年度一般治山（かつらぎ町平天ノ河地区）	自 平成16年度 至 平成17年度 (2年)	32,754
3 平成16年度県営農免道路整備（山畑2期地区）	自 平成16年度 至 平成17年度 (2年)	126,000
4 平成16年度県営林道開設 白馬線（改築第1工区）	自 平成16年度 至 平成17年度 (2年)	50,000
5 平成16年度県営林道開設 白馬線（改築第2工区）	自 平成16年度 至 平成17年度 (2年)	80,000
6 平成16年度県道引尾下津線（日本道路公団施工工事負担金）改良工事	自 平成16年度 至 平成21年度 (6年)	354,000
7 平成16年度切目川総合開発国道425号付替工事	自 平成16年度 至 平成17年度 (2年)	20,000
8 平成16年度紀ノ川水系橋本川通常砂防工事	自 平成16年度 至 平成17年度 (2年)	30,000
9 平成16年度和歌山下津港海岸環境整備	自 平成16年度 至 平成17年度 (2年)	30,000

2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 平成16年度情報交流センターBig・Uパソコン賃借料	自 平成17年度 至 平成20年度 (4年)	千円 115,500	自 平成17年度 至 平成20年度 (4年)	千円 118,125
2 平成16年度中小企業資金繰り円滑化特別融資損失補償	自 平成16年度 至 平成25年度 (10年)	融資総額20,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額	自 平成16年度 至 平成25年度 (10年)	融資総額35,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
3 平成16年度地域連携CLO融資損失補償	自 平成16年度 至 平成22年度 (7年)	融資総額2,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の20%の5分の4以内で計算した額	自 平成16年度 至 平成22年度 (7年)	融資総額6,217,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の20%の5分の4以内で計算した額
4 平成16年度中小企業緊急経済対策資金(長期)融資損失補償	自 平成16年度 至 平成24年度 (9年)	融資総額30,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の5分の3以内で計算した額	自 平成16年度 至 平成24年度 (9年)	融資総額15,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の5分の3以内で計算した額

第 3 表 地方債の補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
現年直轄災害復旧 事業	千円 31,000	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
消防施設整備事業	137,000	以下同上	以下同上	以下同上
減 収 補 て ん	200,000			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 港 湾 事 業	千円 2,292,000	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
公 共 河 川 事 業	947,000	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 農 業 農 村 事 業	1,394,000			
公 共 都 市 計 画 事 業	15,000			
公 共 災 害 関 連 事 業	3,170,000			
公 共 治 山 事 業	1,059,000			
公 共 治 水 事 業	1,344,000			
公 共 水 産 基 盤 事 業	492,000			
公 共 道 路 事 業	10,747,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 2,472,000	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えることができる。
935,000	以下同上	以下同上	以下同上
1,383,000			
—			
2,847,000			
960,000			
1,368,000			
487,000			
10,495,000			

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公営住宅建設事業	千円 419,000	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
過年補助災害復旧 事業	311,000	以下同上	以下同上	以下同上
現年補助災害復旧 事業	1,739,000			
義務教育施設整備 事業	69,000			
社会福祉施設整備 事業	716,000			
半島振興道路整備 事業	1,493,000			
警察施設整備事業	868,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 266,000	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えすることができる。
268,000	以下同上	以下同上	以 下 同 上
1,006,000			
71,000			
679,000			
2,149,000			
920,000			

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
住宅宅地関連公共 施設整備促進事業	千円 304,000	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
河川等関連公共施 設整備事業	145,000	以下同上	以下同上	以下同上
日高港港湾整備	55,000			
水産試験研究機関 整備統合	328,000			
循環型社会形成事業	129,000			
少子・高齢化対策 事業	93,000			
合併特例事業	1,402,000			
防災対策事業	930,000			
自然災害防止事業	130,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 283,000	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えることができる。
402,000	以下同上	以下同上	以 下 同 上
57,000			
106,000			
66,000			
85,000			
1,695,000			
873,000			
74,000			

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
臨時地方道整備事業	千円 5,362,000	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
臨時河川等整備事業	368,000	以下同上	以下同上	以下同上
臨時高等学校整備 事業	729,000			
地域情報通信基盤 整備事業	125,000			
地 域 再 生 事 業	3,000,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 4,557,000	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えることができる。
339,000	以下同上	以下同上	以下同上
560,000			
176,000			
3,500,000			

平成16年度和歌山県農業改良資金特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の農業改良資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113,005千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281,208千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 488	千円 △369	千円 119
	1 国庫補助金	488	△369	119
2 繰入金		46,758	△38,941	7,817
	1 一般会計繰入金	46,758	△38,941	7,817
3 繰越金		81,299	10,927	92,226
	1 繰越金	81,299	10,927	92,226
4 諸収入		185,003	△11,009	173,994
	2 貸付金元利収入	185,000	△11,009	173,991
5 県債		80,665	△73,613	7,052
	1 県債	80,665	△73,613	7,052
歳入合計		394,213	△113,005	281,208

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 林 水 産 業 費		千円 394,213	千円 △113,005	千円 281,208
	1 農 業 費	394,213	△113,005	281,208
歳 出 合 計		394,213	△113,005	281,208

第 2 表 地方債の補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金貸付金	千円 80,665	政府から借入 れるものとし、 この借入方法、 その他一切の事 項は、青年等の 就農促進のため の資金の貸付け 等に関する特別 措置法（平成7 年法律第2号） の定める融資条 件に従うものと する。 ただし、事業 その他の都合に より起債額の全 部又は一部を後 年度へ繰越して 起債することが できる。	% 0	青年等の就農促 進のための資金の 貸付け等に関する 特別措置法第18条 の規定による融資 条件に従うものと する。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 7,052	政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の定める融資条件に従うものとする。 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。	% 0	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第18条の規定による融資条件に従うものとする。

平成16年度和歌山県林業改善資金特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の林業改善資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ843,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 30	千円 △30	千円 —
	1 国庫補助金	30	△30	—
歳入合計		843,686	△30	843,656

平成16年度和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ163,222千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,512千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 3,733	千円 △1,643	千円 2,090
	1 一般会計繰入金	3,733	△1,643	2,090
2 繰越金		63,999	△63,998	1
	1 繰越金	63,999	△63,998	1
3 諸収入		166,002	△97,581	68,421
	2 貸付金元利収入	166,000	△97,581	68,419
歳入合計		233,734	△163,222	70,512

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 林 水 産 業 費		千円 233,734	千円 △163,222	千円 70,512
	1 水 産 業 費	233,734	△163,222	70,512
歳 出 合 計		233,734	△163,222	70,512

平成16年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,303,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 2,022,272	千円 △7,026	千円 2,015,246
	1 繰越金	2,022,272	△7,026	2,015,246
2 諸収入		1,042,139	246,515	1,288,654
	1 県預金利子	750	△713	37
	2 貸付金元利収入	1,041,089	247,256	1,288,345
	3 雑入	300	△28	272
歳入合計		3,064,411	239,489	3,303,900

平成16年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,787千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 27,413	千円 △16,787	千円 10,626
	1 繰越金	27,413	△16,787	10,626
歳入合計		135,567	△16,787	118,780

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 民 生 費		千円 135,567	千円 △16,787	千円 118,780
	1 母 子 寡 婦 福 祉 費	135,567	△16,787	118,780
歳 出 合 計		135,567	△16,787	118,780

平成16年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の職員住宅特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,284千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 231,847	千円 2,151	千円 233,998
	1 財産運用収入	231,847	2,151	233,998
2 繰越金		1	96,133	96,134
	1 繰越金	1	96,133	96,134
歳入合計		231,850	98,284	330,134

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 231,850	千円 98,284	千円 330,134
	1 職 員 住 宅 管 理 費	231,850	98,284	330,134
歳 出 合 計		231,850	98,284	330,134

平成16年度和歌山県立医科大学附属病院特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の県立医科大学附属病院特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39,632千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,712,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		18,591,354	52,622	18,643,976
	1 使用料	18,541,550	51,420	18,592,970
	2 手数料	49,804	1,202	51,006
2 国庫支出金		248,818	△2,769	246,049
	1 国庫補助金	248,818	△2,769	246,049
3 財産収入		6,067	△33	6,034
	1 財産運用収入	6,067	△33	6,034
4 繰入金		3,111,324	△748,289	2,363,035
	1 一般会計繰入金	3,111,324	△748,289	2,363,035
5 繰越金		2	581,204	581,206
	1 繰越金	2	581,204	581,206
6 諸収入		143,589	81,633	225,222
	3 雑入	143,347	81,633	224,980
7 県債		1,651,000	△4,000	1,647,000
	1 県債	1,651,000	△4,000	1,647,000
歳入合計		23,752,154	△39,632	23,712,522

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 医 科 大 学 費		千円 23,752,154	千円 △39,632	千円 23,712,522
	1 附 属 病 院 費	18,791,625	1,789	18,793,414
	2 紀 北 分 院 費	2,267,000	△41,421	2,225,579
歳 出 合 計		23,752,154	△39,632	23,712,522

第 2 表 地方債の補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
医療機器整備事業	千円 542,000	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
医療情報システム 整備	1,109,000	同 上	同 上	同 上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 541,000	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えることができる。
1,106,000	同 上	同 上	同 上

平成16年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の県営競輪事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ532,818千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,642,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 14,487,044	千円 △575,803	千円 13,911,241
	1 収益事業収入	14,487,044	△575,803	13,911,241
2 使用料及び手数料		549,434	88,346	637,780
	1 使用料	549,434	88,346	637,780
5 諸収入		138,388	△45,361	93,027
	1 県預金利子	2,604	768	3,372
	2 雑入	135,784	△46,129	89,655
歳入合計		15,174,868	△532,818	14,642,050

平成16年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,529千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,013,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 652,919	千円 △53,511	千円 599,408
	1 使用料	652,919	△53,511	599,408
2 財産収入		1,061	297	1,358
	1 財産運用収入	1,060	297	1,357
3 繰入金		229,178	21,523	250,701
	1 基金繰入金	217,154	20,698	237,852
	2 一般会計繰入金	12,024	825	12,849
4 繰越金		—	26,163	26,163
	1 繰越金	—	26,163	26,163
5 諸収入		924	△1	923
	3 雑収入	922	△1	921
歳入合計		1,019,082	△5,529	1,013,553

平成16年度和歌山県流域下水道事業特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の流域下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,587千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,000,116千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		2,094,300 ^{千円}	36,800 ^{千円}	2,131,100 ^{千円}
	1 国庫補助金	2,094,300	36,800	2,131,100
3 繰入金		738,680	△51,009	687,671
	1 一般会計繰入金	731,759	△50,473	681,286
	2 特別会計繰入金	6,921	△536	6,385
4 諸収入		195,173	△378	194,795
	1 雑収入	195,173	△378	194,795
歳入合計		5,014,703	△14,587	5,000,116

第2表 債務負担行為の補正

1 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 平成16年度紀の川中流域下水道那賀幹線管渠工事（畑毛～宮工区）	自 平成17年度 （2年） 至 平成18年度	千円 1,000,000	自 平成17年度 （2年） 至 平成18年度	千円 1,100,000
2 平成16年度紀の川中流域下水道那賀幹線管渠工事（花野～上野工区）	平成17年度（1年）	20,000	平成17年度（1年）	80,000
3 平成16年度紀の川中流域下水道桃山幹線管渠工事（市場工区）	平成17年度（1年）	40,000	平成17年度（1年）	250,000

平成16年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の市町村振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,054,747千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		451,715 ^{千円}	61,555 ^{千円}	513,270 ^{千円}
	1 繰越金	451,715	61,555	513,270
2 諸収入		2,524,543	16,934	2,541,477
	2 貸付金元利収入	2,524,542	16,934	2,541,476
歳入合計		2,976,258	78,489	3,054,747

(歳 出)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		2,976,258 ^{千円}	78,489 ^{千円}	3,054,747 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 費	2,976,258	78,489	3,054,747
歳 出 合 計		2,976,258	78,489	3,054,747

平成16年度和歌山県自動車税等証紙特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の自動車税等証紙特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189,232千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,605,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 3,416,377	千円 187,204	千円 3,603,581
	1 証紙収入	3,416,377	187,204	3,603,581
2 繰越金		1	2,028	2,029
	1 繰越金	1	2,028	2,029
歳入合計		3,416,378	189,232	3,605,610

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 3,416,378	千円 189,232	千円 3,605,610
	1 繰出金	3,416,378	189,232	3,605,610
歳出合計		3,416,378	189,232	3,605,610

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 3,416,378	千円 189,232	千円 3,605,610
	1 繰出金	3,416,378	189,232	3,605,610
歳出合計		3,416,378	189,232	3,605,610

項

補正前の額

補正額

十

1 総

務

費

	千円 3,416,378
--	-----------------

千円
189,232

千円
3,605,610

1 繰 出 金

3, 416, 378

189, 232

3, 605, 610

歳

出

合

計

3, 416, 378

189,232

3,605,610

平成16年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の用地取得事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ225,343千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,022,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 2,416,199	千円 △6,829	千円 2,409,370
	1 財産売却収入	2,416,199	△6,829	2,409,370
2 繰入金		56,222	△514	55,708
	1 一般会計繰入金	35,650	1,838	37,488
	2 特別会計繰入金	20,572	△2,352	18,220
3 県債		3,775,000	△218,000	3,557,000
	1 県債	3,775,000	△218,000	3,557,000
歳入合計		6,247,421	△225,343	6,022,078

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 6,062,421	千円 △225,343	千円 5,837,078
	1 道路橋りょう用地取得事業費	4,843,923	△214,455	4,629,468
	2 都市計画用地取得事業費	1,218,498	△10,888	1,207,610
歳 出 合 計		6,247,421	△225,343	6,022,078

第 2 表 地方債の補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
紀北東道路先行取得事業	千円 3,070,000	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借替え することができる。
田辺西バイパス 先行取得事業	521,000	同 上	同 上	同 上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 2,891,000	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成16年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えすることができる。
482,000	同 上	同 上	同 上

平成16年度和歌山県公債管理特別会計補正予算

平成16年度和歌山県の公債管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,156,206千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,495,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 78,017,256	千円 6,156,206	千円 84,173,462
	1 一般会計繰入金	71,724,169	6,080,819	77,804,988
	2 特別会計繰入金	6,293,087	75,387	6,368,474
歳入合計		86,339,656	6,156,206	92,495,862

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 86,339,656	千円 6,156,206	千円 92,495,862
	1 公 債 費	86,339,656	6,156,206	92,495,862
歳 出 合 計		86,339,656	6,156,206	92,495,862

平成16年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

第1条 平成16年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年 間 患 者 数		
入 院 患 者	102,855人	99,335人
外 来 患 者	26,572人	26,434人
(3) 一 日 平 均 患 者 数		
入 院 患 者	281.7人	272.1人
外 来 患 者	109.3人	108.7人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,191,351千円	△63,624千円	2,127,727千円
第1項 医 業 収 益	1,539,139千円	△30,264千円	1,508,875千円
第2項 医 業 外 収 益	652,212千円	△33,360千円	618,852千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,456,658千円	△44,451千円	2,412,207千円
第1項 医 業 費 用	2,340,844千円	△44,494千円	2,296,350千円
第2項 医 業 外 費 用	115,714千円	43千円	115,757千円

第4条 予算第6条に定めた職員給与費「1,525,867千円」を「1,507,748千円」に改める。

第5条 予算第7条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「16,311千円」を「16,168千円」に改める。

第6条 予算第8条に定めたたな卸資産の購入限度額「301,524千円」を「297,393千円」に改める。

平成16年度和歌山県電気事業会計補正予算

第1条 平成16年度和歌山県電気事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 電気事業収益	1,397,603千円	703,161千円	2,100,764千円
第3項 特別利益	－ 千円	703,161千円	703,161千円
	支	出	
第1款 電気事業費用	1,341,032千円	2,897,583千円	4,238,615千円
第1項 営業費用	1,029,551千円	19,835千円	1,049,386千円
第2項 営業外費用	306,481千円	212,801千円	519,282千円
第4項 特別損失	－ 千円	2,664,947千円	2,664,947千円

第3条 予算第4条本文中「資本的支出の予定額」を「資本的収入及び支出の予定額」に改め、本文括弧書中「資本的支出額」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,315,018千円」に改め、「中小水力発電開発改良積立金51,000千円、当年度分損益勘定留保資金438,792千円」を「減債積立金5,136千円、中小水力発電開発改良積立金149,202千円、当年度分損益勘定留保資金458,627千円及び過年度分損益勘定留保資金702,053千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	－ 千円	4,462,268千円	4,462,268千円
第1項 固定資産売却代金	－ 千円	4,462,268千円	4,462,268千円
	支	出	
第1款 資本的支出	489,792千円	5,287,494千円	5,777,286千円
第2項 企業債償還金	399,913千円	4,245,494千円	4,645,407千円
第4項 他会計繰出金	－ 千円	1,042,000千円	1,042,000千円

第4条 予算第5条に定めた一時借入金の限度額「79,000千円」を「3,000,000千円」に改める。

第5条 予算第7条として次の事項を追加する。

（利益剰余金の処分）

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第24条第5項の規定による中小水力発電開発改良積立金の処分予定額は、149,202千円と定める。

第6条 予算第8条として次の事項を追加する。

（重要な資産の処分）

重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1 処分する資産	ダム水路式発電所	佐田発電所	佐田発電所に係る 事業用資産一式	有償譲渡
	ダム水路式発電所	岩倉発電所	岩倉発電所に係る 事業用資産一式	有償譲渡
	ダム式発電所	美山発電所	美山発電所に係る 事業用資産一式	有償譲渡
		日高郡美山村他地内	事業用資産一式	

平成16年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

第1条 平成16年度和歌山県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
-------	---------	---------

(1) 主要な建設改良事業費

御坊第2地区土地造成事業	54,831千円	— 千円
--------------	----------	------

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 土地造成事業収益	3,573,894千円	△3,110,441千円	463,453千円
第1項 営 業 収 益	3,563,717千円	△3,212,273千円	351,444千円
第2項 営 業 外 収 益	10,177千円	19,923千円	30,100千円
第3項 特 別 利 益	— 千円	81,909千円	81,909千円
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	3,556,852千円	△2,667,995千円	888,857千円
第1項 営 業 費 用	3,193,846千円	△2,649,021千円	544,825千円
第2項 営 業 外 費 用	358,006千円	△18,974千円	339,032千円

第4条 予算第4条に定めた本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,634,905千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額129,050千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	50,000千円	4,164,950千円	4,214,950千円
第1項 事業関連収入	50,000千円	20,950千円	70,950千円
第2項 企 業 債	— 千円	4,144,000千円	4,144,000千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	2,684,905千円	1,659,095千円	4,344,000千円
第1項 土 地 造 成 費	54,905千円	△54,905千円	— 千円
第2項 企業債償還金	2,630,000千円	1,714,000千円	4,344,000千円

第5条 予算第5条に定めた一時借入金の限度額「412,000千円」を「339,000千円」に改める。

第6条 予算第7条として次の事項を追加する。

(企業債)

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

別表

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円		%	
雑賀崎地区	2,493,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他	5.0以内	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えすることができる。
西浜地区	900,000			
御坊地区	1,000	(2)借入時期 平成16年度		
御坊第2地区	750,000	ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。		
		(3)借入方法 普通貸借又は債券発行		

平成16年度和歌山県駐車場事業会計補正予算

第1条 平成16年度和歌山県駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 駐車場事業収益	78,736千円	20,950千円	99,686千円
第3項 特別利益	－ 千円	20,950千円	20,950千円
	支	出	
第1款 駐車場事業費用	155,004千円	20,950千円	175,954千円
第1項 営業費用	127,144千円	△123千円	127,021千円
第2項 営業外費用	24,860千円	123千円	24,983千円
第4項 特別損失	－ 千円	20,950千円	20,950千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	72,437千円	1,020,965千円	1,093,402千円
第2項 出資金	－ 千円	1,020,965千円	1,020,965千円
	支	出	
第1款 資本的支出	72,437千円	1,020,965千円	1,093,402千円
第1項 企業債償還金	72,437千円	1,020,965千円	1,093,402千円

和歌山県報

平成十七年三月十八日 号外

別冊一